

送迎マニュアル

●乗務員（運転手・添乗員）の健康状態の確認 児童を安全に送迎する、乗務員（運転手・添乗員）の健康状態にも気をつける。

①確認項目（第三者が質問するのが望ましい）

- ・熱はないか（風邪気味等）
- ・疲れを感じていないか
- ・前日遅くまで飲酒をしていないか
- ・気分は悪くないか
- ・腹痛や下痢などしていないか（前日も含む）
- ・眠気を感じないか（前日よく眠れているか）
- ・ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
- ・乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- ・乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
- ・その他健康状態に関し何か気になる事はないか（高血圧症・心血管性疾患・糖尿病・その他の疾患等がある場合の体調の確認をする）

※支援員に対しても、同様の健康状態の確認は必要。

1送迎中に想定される事故

安全な送迎を行う為に運転手のマナー向上、車内事故防止の為に添乗員の乗車を心掛け、車両トラブル及び運転手の体調不良が起こらないよう上記の点検確認を行う。

2学校入校時及び学校近隣待機中の注意事項（学校及び学校近隣へ迷惑がかからないよう配慮し、以下の点を厳

守する)

- ・ 朝礼時に送迎時間、場所、送迎ルートを確認し、車種や運転者、添乗者を決める。
- 運転者・添乗者は、メモをする等をし、責任を持って送迎を行う。
- ・ 校内乗り入れは学校側の配慮があると言う事を自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う
- ・ 指定事業を行っている事を自覚し、送迎中は事業所マークを必ず掲げる事（左右各1ヶ所、後方1ヶ所の掲示）
- ・ 学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、最徐行を厳守する事
- ・ 学校周辺で駐車（待機）する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する（学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しない）
- ・ 駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境、騒音に配慮する（他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く）
- ・ バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する（必要に応じ添乗員が車両の誘導を行う）
- ・ 駐車の際は車間に注意し（学校入校時）原則ドアミラーを折りたたむ
- ・ 児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する（人身事故防止）
- ・ 他事業所の児童乗車の妨げにならぬよう、出発の際は他事業所の職員に出発の合図を行う（接触事故防止）
- ・ 車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守（接触事故・人身事故防止）

3学校との引き渡し・連絡

- ・ 下校時間を過ぎても、児童が出てこない場合、1度事業所へ連絡し時間割りや保護者からの連絡を確認後、事務室へ確認しに行く。
- ・ 学校からの児童の引き渡し後、移動する際は必ず職員と一緒に移動を行う。

例) 教室から靴箱までの移動

忘れ物をした際の教室までの移動

トイレに行く時 等

- ・ 引き渡しから乗車までの移動は、原則、児童と手を繋いで移動を行う。
- ・ 下校時間に遅れる場合は、前もって学校へ連絡をし、先生と一緒に待機してもらう。
- ・ クラスや靴箱で児童だけで待っている場合で下校時間になってもいない時は、直ぐに事務室へ確認しに行く。

4児童乗降時の注意事項(トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意する事)

- ・ 児童の担任からその日の様子を確認する(体調、心理的不安要素等)
- ・ 児童間での座席の取り合い(喧嘩防止)
- ・ 児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしない事(転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする)
- ・ 児童を下車させる際は一人ずつ下車させ、1カ所のドアから下車する。
- ・ 児童が乗車した際、シートベルト(チャイルドシート)を装着する事(転倒・転落防止)
- 契約時に、送迎に関する同意書にサインをもらう。(シートベルト着用について)
- ・ 箱型車両乗降時の段差踏み外し(踏み外しによるケガ防止)特に雨天時は注意
- ・ 移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認
- ・ 児童のパニック(突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故防止)
- ・ 児童によるドアの開閉はしない、させない(指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止)
- ・ 車内を児童だけで放置しない(児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識)
- ・ 学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止(他の車両による事故の危険性)
- ・ 可能な限り、助手席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)
- ・ 下車後は、運転手が必ず、車内に残っている児童がいないかの確認を行う。
- 寝ている児童がいる場合は、到着10分前に声を掛け下車の準備を誘導する。
- 児童が事業所への入室を拒んだ際は、事業所の職員へ状況を報告し、車内で職員と一緒に気持ち落ち着くまで待つ。(必ず職員が一人つく)
- ・ ドアを開ける際は、乗っている児童が飛び出してきたり、ドアに寄りかかっている可能性があるため、目視で確認しながら、開ける。(転落防止)

5走行中の注意事項 運転手の心構え(児童の生命を預かって運転している事への責任自覚)

法定速度及び交通法規の厳守（事故を起こせば被害者は児童です）

- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故に繋がります）
- ・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止（交通違反）
- ・運転の妨げを起こす児童への対応（助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討）
- ・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う（ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等）

添乗員の心構え（児童の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚）

- ・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座る事
- ・児童間の喧嘩
- ・他害及び発病（発作）・パニック発生時の対応
- ・窓を開閉しての乗り出し及び物を投げる事への対応
- ・ドアを開閉する（装備車両は必ずチャイルドロック確認）
- ・シートベルトを外し立ち上がる及び移動する（特に大型車両）
- ・座席からの転落、転倒、ずれ落ち

6移動中の注意事項（移動中に起こる発病及びパニック等の対応）

- ・走行中に発病（発作）及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認（記録）する。（救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う）
- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事（救急通報、警察通報、事業所通報）（事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う）
- ・児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる事
- ・事故に伴う対応、対処が完了しだい、行政への報告を行う事（速やかに事故報告書を提出する事）
- ・走行中に、児童がシートベルトを外して立ち上がった場合は、安全な場所に停車し、落ち着くまで待つ。
→次の児童の送迎がある場合は、事業所へ連絡し状況を報告し送迎を組みなおす又は学校、保護者へ連絡し遅れることを伝える。

7自宅への送迎

- ・朝礼時に送迎時間、場所、送迎ルートを確認し、車種や運転者、添乗者を決める。
→運転者・添乗者は、メモを行うなどし、責任を持って児童の送迎を行う。
- ・移動は、原則、児童と手を繋いで移動を行う。
- ・児童のその日の様子の共有を行う。（体調、心理的不安要素・トラブル・ケガ等、詳しく）
→共有が出来なかった場合は、その日のうちに保護者へ電話で共有を行う。
- ・到着予定時刻より大幅に遅れる場合は、事前に事業所の携帯から連絡をする。
- ・成人（18歳以上）以外への受け渡しは断る。→契約時に、引き渡しに関する同意書にサインをもらう。（引き渡しについて）
- ・不在の場合は、事業所の携帯から保護者へ連絡をしその場で待機を行う。又は他児童を先に送迎する旨を伝える。
- ・ドアを開ける際は、乗っている児童が飛び出してきたり、ドアに寄りかかっている可能性があるため、目視で確認しながら、開ける。
例）保護者と話しながらドアを開けた為、児童が飛び出す。
→運転者のみの場合は、受け渡してから保護者と話す。
→添乗者がいる場合は、保護者と話してから受け渡す。

★児童急変時（変調時）の対応

- ①安全な場所に車両を停車させる
- ②児童の状態を把握
- ③必要に応じ救急搬送
- ④事業所へ報告

⑤事業所は必要な措置を講じる

家庭及び関係機関へ報告 ※直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に遅れる場合は、必要な措置を講じる

【交通事故】

相手がいる場合

<p>運転手・添乗員の動き</p>	<p>事業所内の動き（なるべく事業所には人がいるよう）</p>
<p>【当日】※人手が足りない場合通行人も助け求める ○警察（110番）・救急車(119番)へ連絡 ○管理者間船（09036440598）と 事業所（049-227-9992）へ連絡 管理者不在の場合、 部長石田さん（08039047890）へ連絡 指示を受ける ※相手が発生している場合、相手が通り過ぎた場合も現場から離れず、警察に連絡し到着まで待つ。（子どもは乗せたまま） ○管理者から必要に応じて保険会社へ相談 ・事業所へ戻ったら 最終報告を間船にする。不在の場合石田さんに連絡。 当日中に事故報告書を社長と石田さんにメールで上げる。 。</p>	<p>【当日】 ○子どもが乗っている場合は、保護者へ連絡 迎えに来れるか確認、難しい場合はもう一台の送迎車で現場へ向かう。</p>
<p>【次の日】 ○各家庭に連絡をとって状況把握。 ○スタッフ間で共有し、防止に向けて話し合う。</p>	

相手がいない場合

<p>運転手・添乗員の動き</p>	<p>事業所内の動き (なるべく事業所には人がいるよう)</p>
<p>【当日】 ※人手が足りない場合通行人も助け求める ○警察 (110番)・救急車(119番)へ連絡 すぐに管理者間船 (09036440598) と 事業所 (049-227-9992) へ連絡 管理者不在の場合、 部長石田さん (08039047890) へ連絡 指示を受ける ○ぶつめた場所などによって該当場所の所有者と話し合い ○管理者から必要に応じて保険会社へ相談 ・事業所へ戻ったら 最終報告を間船にする。不在の場合石田さんに連絡。 当日中に事故報告書を社長と石田さんにメールで上げる 。</p>	<p>○子どもが乗っている場合は、保護者へ連絡 迎えに来れるか確認、難しい場合はもう一台の送迎車で現場へ向かう。</p>
<p>【次の日】 ○各家庭に連絡をとって状況把握。 ○スタッフ間で共有し、防止に向けて話し合う。</p>	

【送迎について】

《コロナ対策：学校・自宅お迎え共通》

- ・ 車に乗る前に手指消毒（アルコール除菌シートor次亜塩素酸水）
- ※児童の場合はアルコールのアレルギーなど事前に保護者へ確認
- ・ 入室時手指消毒
- ・ 朝、次亜塩素酸水を車内に霧吹きで噴霧
- ・ 入室時検温
(37.5℃以上の場合は保護者連絡をしてお迎えを依頼、保護者が来るまで別室で静養)
- ・ 児童乗車中、窓を数センチ開けて常時換気をする。

《コロナ対策：自宅へお迎えの場合》

- ・ 保護者に体温を測ったか聞く、測っていないようであればその場で測定してもらう。

→ 車停車、換気セット

【車内嘔吐時】

- 1 車内で嘔吐をしたらまずは、ティッシュや雑巾（布系）などで嘔吐物を取り除く
- 2 きれいに拭き取ったら消毒が必須
- 3 お湯と重曹でもう一度強めに拭き取る
- 4 さらに乾いた布で水分を拭き取りしっかり乾かす
- 5 においが残るようなら、重曹とお湯でもう一度拭く

1 車内で嘔吐をしたらまずは、ティッシュや雑巾（布系）などで嘔吐物を取り除く

- ・ ノロウイルスやロタウイルスが原因の場合は2次感染の心配があるので、マスクや手袋をして、嘔吐物の処理も慎重に行う。
- ・ まずティッシュや雑巾、キッチンペーパーなどで軽く絡めながら嘔吐物を取り除く。
- ・ 1回で拭き取ろうとせずに、少しずつ確実に除去する。

定期点検チェックシート

送迎車定期点検チェックシート

月1回を目安に行ってください。

その他、長距離運転の前や大雨の中での走行・雪道走行の後などには、しっかりとチェックしましょう。

		車名	年 月 日		
点検項目			判定・○×		
1 エンジンルームを開けて点検	1	ウインドウォッシャー液の量	<input type="checkbox"/>	×	
	2	ブレーキ液の量	<input type="checkbox"/>	×	
	3	バッテリー液の量	<input type="checkbox"/>	×	
	4	冷却水の量	<input type="checkbox"/>	×	
	5	エンジン・オイルの量	<input type="checkbox"/>	×	
2 車の周りを回って点検	6	タイヤの空気圧	<input type="checkbox"/>	×	
	7	タイヤの亀裂、損傷および異常な摩耗	亀裂、損傷	<input type="checkbox"/>	×
			異常摩耗	<input type="checkbox"/>	×
	8	タイヤの溝の深さ	<input type="checkbox"/>	×	
	9	ランプ類の点灯(ヘッド、スモール、フォグ、テール、ウインカー、ハザード、ブレーキ、ナンバー灯)	点灯(摩耗)	<input type="checkbox"/>	×
			汚れ、	<input type="checkbox"/>	×
10	ブレーキ・ペダルの踏みしろおよびブレーキの利き	踏みしろ	<input type="checkbox"/>	×	
		効き	<input type="checkbox"/>	×	
3	11	パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	<input type="checkbox"/>	×	
運転席に座って点検	12	ウインドウォッシャーの噴射状態	<input type="checkbox"/>	×	
	13	ワイパーの拭き取り状態	<input type="checkbox"/>	×	
	14	エンジンのかかり具合および異音	かかり具合	<input type="checkbox"/>	×
			異音	<input type="checkbox"/>	×
	15	エンジンの低速および加速の状態	低速	<input type="checkbox"/>	×
加速			<input type="checkbox"/>	×	
4			<input type="checkbox"/>	×	
その他			<input type="checkbox"/>	×	
			<input type="checkbox"/>	×	

毎日点検項目

①エンジン	かかり具合、異音、具合。
②ブレーキ	フットブレーキ、Pブレーキの踏みしろ効き具合。
③ランプ類	ブレーキ、ウインカー、計器類、室内灯。
④外周	タイヤのキズ、空気圧、溝等。
⑤ワイパー	ウォッシュ液、ブレード、吹きしろ。
⑥ロック	チャイルドロック、ウインドーロック
⑦安全措置	作動しているか。

毎日点検項目

①エンジン	かかり具合、異音、具合。
②ブレーキ	フットブレーキ、Pブレーキの踏みしろ効き具合。
③ランプ類	ブレーキ、ウインカー、計器類、室内灯。
④外周	タイヤのキズ、空気圧、溝等。
⑤ワイパー	ウォッシュ液、ブレード、吹きしろ。
⑥ロック	チャイルドロック、ウインドーロック
⑦安全措置	作動しているか。

毎日点検項目

①エンジン	かかり具合、異音、具合。
②ブレーキ	フットブレーキ、Pブレーキの踏みしろ効き具合。
③ランプ類	ブレーキ、ウインカー、計器類、室内灯。
④外周	タイヤのキズ、空気圧、溝等。
⑤ワイパー	ウォッシュ液、ブレード、吹きしろ。
⑥ロック	チャイルドロック、ウインドーロック
⑦安全措置	作動しているか。

午睡マニュアル

- ・ 照明は、睡眠時の児童の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ
児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。
- ・ 仰向け寝を徹底する（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）
- ・ 午睡（睡眠）時チェックをきめ細やかに行い、必ず1人1人10分毎に観察する
→寝ている時の呼吸（スプーンを使って確認するのも可）
- ・ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする
- ・ 薄着厚着をさせすぎない、冷暖房を効かせすぎない
- ・ 保護者と緊密なコミュニケーションを取る
- ・ 新年度、長期休み明けの時期や体調不良明け時には特に注意して、家庭でのお子さんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのお子さんの様子もきめ細やかに報告する。気になることはお互いに話し合い、睡眠時間については毎日報告する。
やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
ヒモ、またはヒモ状のもの（例えば、よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、）を置かない。
口の中に異物がないか確認する。
ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

食事・おやつマニュアル

【食事/おやつ】

※契約時にアレルギーの聞き取りを行うとともに、全職員でアレルギーの確認を行う。

※おやつを準備する際に、目がつく場所へアレルギーの管理表を貼り、管理する。

- ・ 必要に応じて、アレルギーの多い児童には、事前に保護者に見せる。
- ・ 製造ラインのことも必要に応じて確認する。

児童が使用するテーブルは消毒を行う。

アレルギー児のみ別テーブルにする等配慮する。職員は食物アレルギー児が食べ終わるまでそばを離れない。

食事前には全児童、職員共に手洗いをを行う。

食事中に他児のものを食べたり、拾い食いをしたりしないように気をつける。

小まめに水分補給を行うよう促す。

誤嚥防止の為、児童にはよく噛んで食べるよう指導する

こぼしたものが服について落ちることもあるので、食後服を払うなどして必ず点検する。

食事終了後は机と椅子及び部屋の隅々まで掃除と除菌をし、子ども目線で点検する。

⑨余ったおやつは児童の手の届かないところに処分する。

【お弁当の管理】

- ・ 保護者持参の弁当に関しては、冷蔵庫またはクーラーボックスにて保管する。

その際、置き場所、室温設定など安全、衛生に十分配慮する。

水遊び・プールマニュアル

【使用の可否】

- ・ 児童の健康状態（感染症の流行、発熱、疲労、睡眠時間、空腹、食事の直後等）及び使用時間等を考慮し、原則午前中とし、天候、気温、水温等を踏まえ日々決定する。
- ・ 使用の可否の決定は、8時30分に児童発達管理責任者が行う。（水の量は子供の足のくるぶし程度）

（厚労省ガイドライン）

- ・ 気温が36度以上になった日は入らない。
- ・ 水温24度以上（最低22度以上）
- ・ 水温+気温=50度以上になったらやらない。

【衛生の確保】

- ・ ビニールプール内、プールサイドは常に整理整頓、清掃し、危険物、障害物が無いように注意する。（児童の転倒等に十分に注意し、ビニールプールの下にはソフトマットを設置）
- ・ 使用後は消毒の実施し、水の入れ換えを行う。

【児童への配慮】

- ・ 保護者に水遊び時期には再度健康状態（熱、咳、下痢、目の充血等）、皮膚の状態（とびひ、水虫、水イボがつぶれていないか等）爪の状態を確認してもらう。

- ・ プールに入る前後には、必ず人数確認をする。
- ・ 児童に注意事項を説明する。
- プールサイドは走らない。
- ビニールプールのふちは登らない、腰かけない。
- 他の園児を押さない。
- 飛び込まない。
- プールの水を飲まない。
- プール内で排泄をしない。
- 十分な水分補給。
- 15分に1回休憩をする。
- 熱中症防止のため、児童の周りにホース等で水をまく。
- 保冷材や氷などを冷凍庫に準備をしておく。

【プール使用時の注意事項】

- ・ 浅い水深（5cm）であっても鼻と口が水没し溺死するリスクが有る事を職員に再度周知する。
- ・ 事前に児童の健康状態（熱、感染症、湿疹、内服等の有無）、爪の状態、保護者のプール入水希望有無を確認する。
- ・ 職員の体制が整っているか。（児童の年齢等をふまえ、大勢で入水する場合は、常時 2 名以上の監視者を配置する）
- ・ 監視者は入水せず、全域をくまなく監視することに専念する。
- ・ プールで一斉に活動する人数は、児童の年齢、プールの大きさ等をふまえ、十分に考慮する。
- ・ 持ち場を離れる時は、必ず他の職員に声をかける。（許可、了解を得る。）その際、代わりの職員をプールサイドにつける。
- ・ 児童から目を離さない。
- ・ 遮光ネット等日陰を確保するなどの熱中症対策に配慮する。
- ・ 万が一の事態に備え、監視者は常に電話を所持し素早く連絡が取れる態勢を確立する。
- ・ 意識を失っているもの等を発見した場合、直ちに119番通報を行う。
- ・ 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておく。救命器具は、監視人が事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管し、常に適正に使用できる状態であることを確認する。
- ・ 水遊び終了後、速やかに水を抜き、側面・底面を清掃する。

水遊びを行う場合の留意点等

- ・ 水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように役割分担を明確にする。
 - ・ 事故を未然に防止するため、水遊びに関わる職員に対して、児童の水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。
 - ・ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。
- また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。
- ・ 水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有する。

外出

<計画を立てる際、気を付けること>

★目的地～児童の年齢、体力、環境、交通ルート等を十分に考慮し、無理のない場所・行程にする。

★計画書～下見を行い、園外活動(散歩)計画書を作成する。児童の発達過程・興味をふまえ、ねらいを明確にする。

★打合せ～職員でルート、活動内容等の打ち合わせを行い、情報を共有し、職員の連携等が、円滑にできるようにしておく。

★必需品～救急用具、ビニール袋、防犯ブザー、携帯電話等を用意する。目的地によって持ち物が異なる。

★緊急時～事故が起こった時に備え、医療機関、交番等確認、役割分担を決めておく。

- ・到着時、活動中、出発時に児童の人数や健康状態を確認する。
- ・到着したら、目的地周辺の安全確認をする。
- ・他の公園利用者や他事業所の状況を把握し、配慮する。
～(例) 他児童と見分けやすいよう、児童の帽子を変える等。・死角となる箇所や道具、公園等のトイレには、必ず職員が付き添う。
- ・個別対応(トイレ等)を行う時は、他の職員に声をかけてからその場を離れる。
- ・児童がどこで遊んでいるか、スタッフ同士連携して、声をかけながら児童の遊びを見守る。

	対応スタッフ	対応方法
医療機関への連絡		
対象児童の対応		
事業所への連絡		
交番等への連絡		

災害時

- ・地震が発生した場合は児童を一か所に集め、揺れがおさまったら安全な場所に避難する。事業所・会社に状況を連絡する。
 - ・けが人が出た場合は、応急手当、他の児童の安全確保、緊急連絡の役割分担をする。
 - ・事業所へ戻ることが出来ない場合は、最寄りの行政機関の協力を得て、避難場所を確保する。
 - ・大きな災害時や連絡不通な状況にあたっては安全な場所、近くの広域避難所で迎えを待つ。その際、児童がパニックにならないように配慮し、可能であれば周辺の人に応援と協力を依頼する。
- ★お散歩安全マップの写真を携帯するスマホに撮りこんでおき、その場所に対応した避難の方法、避難場所を確認しておく。

災害時にばらけていた際には最終集合地点を設ける。

宮崎～平和台公園 平和の塔側駐車場

埼玉事業部・最終集合場所 富士見中学校

1. 指揮命令系統

- ① 管理者 ② 正規職員 ③ パートタイム職員の順となります。

パートタイム職員のみの場合は原則入社年次でリーダー役とするが、正規職員がリーダー役とする。

2. 利用児童及び管理者含め全職員が揃っている時に大規模災害が発生した場合

- ・地震等が発生した場合は、まずは机の下にもぐるか、落下物等からの身の安全の確保を促す（可能ならば玄関ドアを開ける）。
- ・揺れが収まったら早急に避難。火災が発生している場合は、消火器を使用して初期消火を行う。（避難ルートの消火最優先）。
- ・児童及び職員の怪我等の有無、確認を管理者の指示のもとに役割分担して行い、インフラ（インフラのダメージもある場合にはラジオ）を用い、情報収集を行うとともに、各地域での情報収集も併せて行う。
- ・電話での連絡が困難な場合は、名簿の指定連絡先保護者携帯に電話もしくはSMS(携帯電話番号でショートメールを送る)にて安否についての連絡を手分けして行う。
- ・引取が可能な児童から順次帰宅、引取困難なお子さんに関しては、施設内又は避難所で安全に待機、その後に行政から避難勧告・指示（緊急）が発令された場合は、その指示に従い避難場所へ移動を行う。

3. 室内活動、屋外活動に分かれて活動している時に大規模災害が発生した場合

- ・屋内活動組は項目①のリーダー順にのっとり、②の通り行動する。
- ・屋外活動組は、活動先施設管理者の指示に従って安全を確保。可能なら電話、回線混雑で通話不能な場合は SMS 等で会社に連絡。
- ・車輦で移動途中の場合は、車輦を安全な場所に停車させ、ラジオで情報収集するとともに、必要に応じて近隣の学校等の公共施設に避難。避難先では避難先スタッフに状況を伝えて指示を仰ぐ。
- ・可能なら電話、回線混雑で通話不能な場合は SMS 等で会社に連絡。

4. 送迎時間中に大規模災害が発生した場合

- ・室内待機スタッフは情報収集に努めるとともに、送迎職員又は保護者からの連絡に備えて室内で待機とする（避難指示（緊急）が発令された場合は、その指示に従う）。
- ・送迎職員は車両を安全な場所へ移動させてインフラで情報収集するとともに、必要に応じて近隣の学校等の公共施設に避難する。避難先では避難先スタッフに状況を伝えて指示に従う。
- ・可能なら電話、回線混雑で通話不能な場合は SMS 等で会社へ連絡。
- ・学校へのお迎え等で利用児童の来所時間が異なっているが、下校前の児童に関しては、安全面からも学校での待機、保護者の方の引取とする。
- ・車輦で迎えに向かっている途中でも大規模災害が発生した場合は、すぐに安全な場所に車両を停車させ、情報収集に努めるとともに、既に乗車している児童及び自身の安全確保を最優先とする。

5. 災害のための備蓄について

- ・ヘルメット、簡易トイレ等は玄関脇の収納部に格納してあります。飲料水に関しては、更衣スペース衣類収納ラック横に保管してあります。そのほか、室内にある食材類、衛生消耗品類は有効に活用して下さい。
- ・衛生消耗品類は管理者が必要に応じて補充していますが、日常業務の中で減りが目立つ場合は、各自が適宜購入して補充して下さい。

実地指導資料に基づいたものの準備

宮崎は For happiness SoL の倉庫に全事業所分の備蓄をしておく。

不審者

- ・予防のため、園外活動では、児童やスタッフの苗字を大きな声で呼ばない。
- ・園外活動の際には名札を外す。

特に、珍しい苗字や名前の場合、個人を特定されるリスクがある（職員がストーカー被害等に遭うこともある）。

来客時に最初は少しだけ開けて確認する。

迎えに来る保護者の名前と続柄を記載してもらう。送迎契約書に記載。

- ・不審者とはできる限り、話をしない。
 - 話をすると相手を逆上させるリスクが上がるため。
- ・できれば、不審者が見ていない側にいるスタッフが写真を撮って警察に渡す。
- ・目的地等では、全体を見渡し、状況を把握する（目的地に隣接している建物の中から写真を撮られている可能性もある）。
- ★園外で不審者に遭遇した場合、スタッフは不審者の様子を確認しつつ児童を集め安全な場所へ誘導し、速やかに、できる限り人通りがなるべくあるところに出て帰園する。
- ・必要であれば、冷静な大きな声で周囲に助けを求める。付き添いのスタッフの中で出発前に役割を決めておく。
- ・帰宅が難しい時や、人通りがなく危険な時は、できる限り早く事業所に電話またはメールをし、救援や警察要請を依頼する（電話をしている姿を見られたら危険な場合は、メールで）。

①出入口

- ・玄関ドア及び窓については原則として常時施錠する。
- ・玄関ドア及び窓については、施錠時外側から開錠できないようにする。
- ・玄関ドアのカギはマスターキーは使用せず、常勤職員のみが携帯するものとする。
- ・行事その他で施錠を開放する場合は、来所者に安全対策の注意事項をあらかじめあるいは来所持にパンフレット等で渡す。

②施設周囲

- ・入り口付近は常に整理整頓し、見通し及び避難経路を確保する。
- ・侵入時の足場になるような位置に物は置かない。

③第三者の識別

- ・職員、利用者様、ご家族その身元が判明している来訪者以外は、原則としてインターホンで対応する。
- ・日ごろから第三者、不審者については、まず「何か御用ですか？」などの声掛けを行うよう徹底する。

④事件発生時の対処法及び役割分担

・隔離・通報

110番通報

暴力行為抑止と退去の説得

職員間で周知している合言葉やサインで異常事態であることを発信する。

・利用者・職員の安全を守る

防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)

移動阻止

避難誘導

地域との連携

※職員は身柄確保は優先せず、警察到着までの時間稼ぎを優先する。

・負傷者の確認及び対応

速やかに119番通報

救急車到着までの応急手当

被害者等の心のケアに着手。

事後対応への取り組み

情報の整理・提供

保護者への説明

心のケア

◎実際のその時の動き プランA

管理者 Aスタッフ Bスタッフ Cスタッフ 利用者10名 計14名

不審者0が突然入ってきた場合

管理者またはAスタッフが0に『何か御用でしょうか?』『困ったことはありませんか?』に質問する。

Aスタッフは、避難誘導・避難口の確保する

→運動スペースの窓

Bスタッフは、利用者に状況を分かりやすく説明する。

→利用者に『音はぴに不審者が入ってきたのでこれからお外に避難します』と伝える

Cスタッフは、0が暴力的であれば110番通報する

→スタッフは身柄確保は優先せず、警察到着までの時間稼ぎを優先する

警察到着後、0を引き渡し、手分けして、保護者に連絡

※0を刺激しないようにすること・0を利用者に近づけさせないようにする

プラン B

管理者 A スタッフ B スタッフ C スタッフ 利用者 10 名 計 14 名

不審者 0 が突然入ってきた場合

管理者または A スタッフが 0 に『何か御用でしょうか?』『困ったことはありませんか?』に質問する。

A スタッフは、利用者を相談室・ピアノの空間に誘導する、相談室の扉を開け、ついでに誘導する。

B スタッフは、安全を確保し、年齢の高い利用者を相談室に入るように誘導する。

B スタッフは、利用者に状況を分かりやすく説明する。

→利用者に『音はぴに不審者が入ってきたのでここで待ちます』と伝える

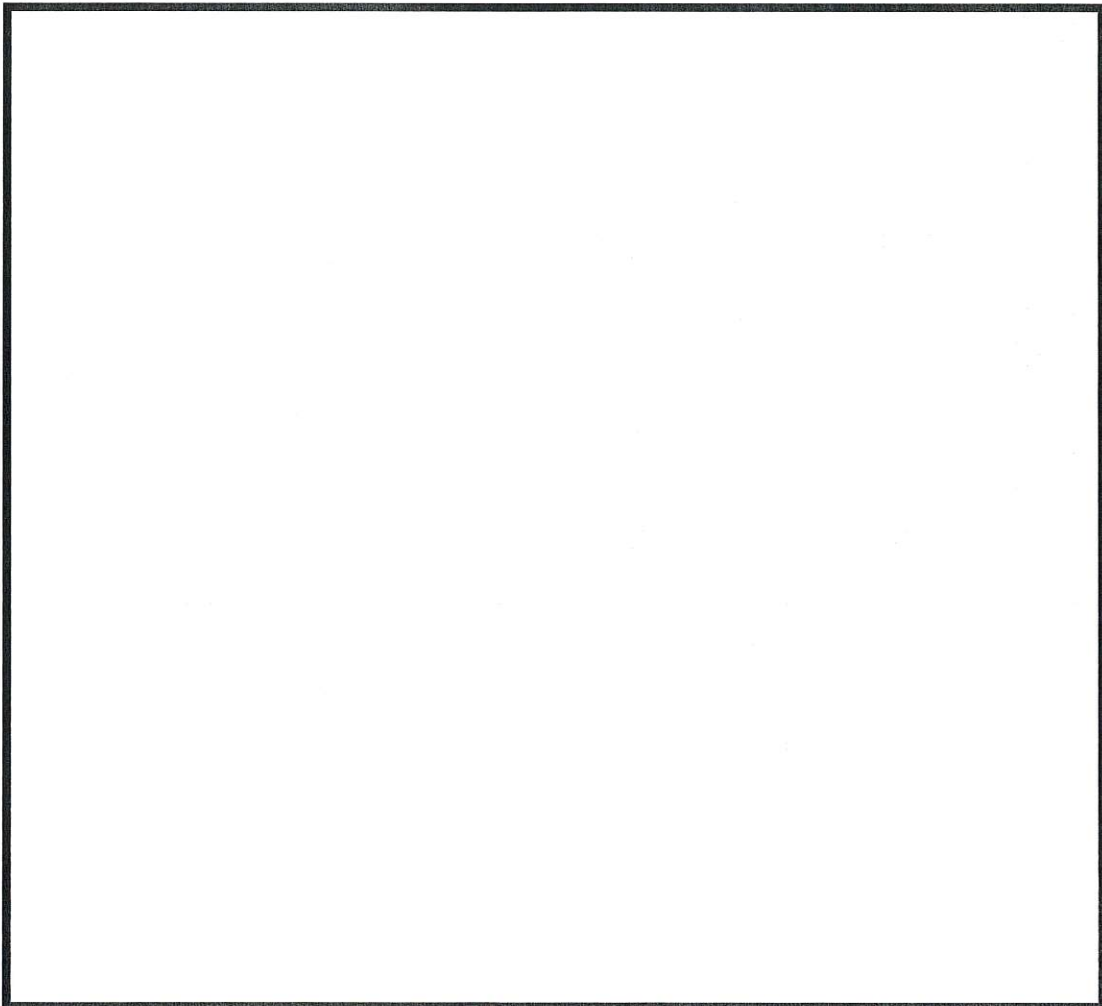
C スタッフは、0 が暴力的であれば 110 番通報する

→スタッフは身柄確保は優先せず、警察到着 までの時間稼 ぎを優先する

警察到着後、0 を引き渡し、手分けして、保護者に連絡

※0 を刺激しないようにすること・0 を利用者に近づけさせないようにする

対応時の動き



119番

緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ① 状態に応じて主治医に連絡又は119番に通報する。
- ② 保護者に連絡する。
- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④ 事業主・管理者に連絡し、対応を協議する。

(2) 119番通報

- ① 救急車が迅速に到着できるように、事前に事業所の案内方法を想定しておく。
(目標となる建造物等の確認)
- ② 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。

◎意識（意識がない・反応がない・呂律が回らない等）

- ① 反応なし（昏睡）の場合は、大声で叫び周囲の人を集め、119番通報やAEDの用意を手分けして行う。
- ② 傷病者の胸と腹部の動き（呼吸により上がったたり下がったりするか）を10秒以内で集中的に観察。
- ③ 普段通りの呼吸があれば、気道確保を行い、必要であれば回復体位にし、救急隊の到着まで毛布などで保温。普段通りの呼吸がなければ、心肺蘇生を開始。
- ④ 傷病者を仰向けに寝かせ、顔を横から見る位置にひざまずく右矢印向かって頭側の手で傷病者の額を押さえ、もう一方の手の指先をあごの先端（骨のある硬い部分）にあてる右矢印あごの下の軟らかい部分を指して圧迫しないよう注意しながら、あご先を持ち上げ、顔がのけぞるような姿勢にする。

◎吐血、下血（色・量・回数等）

- ① 吐いている最中は顔を下向けに。むせたら背中を軽く叩いて、吐き出しを助ける。
- ② 口の中に血液の凝固物（窒息の原因）がないか確認。
自力で吐き出せないときは、ガーゼを巻いた箸などで除去。
- ③ 横向きに寝かせて毛布などで保温。次の吐血・喀血に備えて洗面器などを用意。
- ④ その後の吐血は少量なら横向きのまま、大量なら腹ばいにして。喀血は座らせて前かがみで。
- ⑤ 吐き終えたら、薄い食塩水でうがいを。

◎嘔吐（嘔吐物の色・量・形状等）

- 吐いたときは、吐いたものが喉につまらないように、横を向かせる。
- 1回吐いたら、最低2時間は飲食させず、おさまるかどうかが様子を見ますが、どうしても水分を欲しがるときは、小さな氷片を口に含ませる。
- 吐くのがおさまったら、経口補水液、イオン飲料、水、番茶などをスプーン一杯くらいずつ5～10分おきに飲ませる。
- オレンジやグレープフルーツなどの柑橘系の飲み物や、炭酸、牛乳など、胃に負担のかかるものは飲ませるのはダメ。
- 吐くのが続くときは、お腹に負担をかけず、お腹を休ませることが重要。1～2食くらい抜き、水分だけを少量ずつ頻回に与える。
- 脱水がいちばん怖いです。水分をとることが重要。
- 水分もとれないときは、吐き気止めの坐薬を使う。
- 吐き気止めの坐薬を使用したときは、2時間くらい何も与えず、経口補水液、イオン飲料、水、番茶などをスプーン一杯くらいずつから始める。

◎呼吸・脈拍（呼吸がない脈拍がない）

- ① 誰かが突然倒れるところを目撃したり、倒れているところを発見した場合は、まず周囲の安全を確認します。
- ② 安全が確認できたら、傷病者の反応を確認します。
傷病者の肩をやさしくたたきながら大声で呼びかけます。
- ③ 自分自身の安全を確保することは傷病者を助けることよりも優先されます。
応答や目的のある仕草があれば、反応があると判断します。
- ④ 「反応なし」と判断した場合や、その判断に自信が持てない場合は、心停止の可能性を考えて行動します。
- ⑤ 誰かがいる場合は、119番通報するように依頼します。また近くにAEDがあれば、持ってくるように頼みます。

「誰か助けてください」

「〇〇さん119番通報してください」

「〇〇さんAEDをもって来てください」

※誰もいない場合は、心肺蘇生を始める前に、まず自分で119番通報してください。すぐ近くにAEDがあることがわかっている場合には、AEDを取りに行ってください。

- ⑥ 119番通報をすると、電話を通して以降の手順をガイダンスするので、自信がなければ指導を求め、落ち着いて口頭指導に従ってください。
- ⑦ 傷病者の呼吸を確認するためには、胸と腹部の動き（呼吸をするたびに上がったたり下がったりする）をみます。呼吸の確認は10秒以内として、約10秒かけても判断に迷う場合は、呼吸がないものと判断します。
- ⑧ また、胸や腹部の動きが普段通りでない場合も心停止とみなし、次の胸骨圧迫に進みます。
- ⑨ 圧迫する場所は、胸の左右の真ん中にある「胸骨」の下半分です。
この場所の探し方は、胸の真ん中（左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中）を目安にします。
- ⑩ この位置に一方の手の付け根を置きます。その手の上にもう一方の手を重ねて置きます。両手の指を互いに組むと、より力が集中します。
両肘をまっすぐ伸ばし、1分間に100～120回のテンポで30回連続して、胸が約5cm沈む強さで垂直に圧迫します。また、胸骨圧迫は可能な限り中断せずに行い、圧迫と圧迫の間は胸が元の高さに戻るように圧迫を解除することも重要です。
大事なことは、強く・早く・絶え間なくです。※成人の胸が約5cm沈むような力強い圧迫を繰り返すには体力を要するため、他に手伝ってくれる人がいる場合は、1～2分を目安に交代するようにします。
- ⑪ 片手で額を押さえながら、もう一方の手の指先をあごの先端にある骨の硬い部分に当てて持ち上げます。傷病者の顔がのけぞるような姿勢になり（頭部後屈）、あご先が持ち

上がります（あご先挙上）。

- ⑫ 気道確保をした状態のまま、額の方の手で鼻をつまみ、口を大きく開いて傷病者の口を覆って密着させ、息を吹き込みます。息は傷病者の胸が上がるのを見てわかる程度の量を約1秒かけて2回吹き込みます。もし胸が上がらなくても吹き込みは2回として、すぐに胸骨圧迫に進みます。救急隊が到着するか、AEDが到着するまで、胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ（心肺蘇生）を絶え間なく続けます。

※人工呼吸ができないか、口と口が接触するのがためられる場合は、人工呼吸を省略して胸骨圧迫を続けます。

※救急隊が到着してもすぐに心肺蘇生法を中断するのではなく、救急隊の指示にしたがってください。

- ⑬ AEDは操作しやすい場所に置きます。

AEDを使う準備をしながらも、心肺蘇生をできるだけ継続してください。

AEDは、反応と呼吸のない傷病者に使用できます。AEDの電源を入れると音声流れ、それに従うことで簡単に操作することができ、必要であれば電気ショック（除細動）を行うことができるものです。

- ⑭ AEDの電源を入れます。

機種によって、電源ボタンを押すタイプと、ふたを開けると自動的に電源が入るタイプ（電源ボタンはありません）があります。電源を入れたら、以降は音声メッセージに従って操作します。

- ⑮ 傷病者の肌に直接2枚の電極パッドを貼り付けます。1枚は胸の右上（鎖骨の下で胸骨の右）と、もう1枚は胸の左下側（脇の5～8cm下）です。

機種によっては、電極パッドから延びているケーブルの差込み（プラグ）をAED本体の差込み口に挿入する必要があります。操作はAEDの音声メッセージに従って操作してください。AEDに成人用と小児用の2種類の電極パッドが入ってる場合や成人用モードと小児用モードの切り替えがある場合は、小学生以上には成人用の電極パッド（成人用モード）、未就学児には小児用の電極パッド（小児用モード）を使用します。

身体が濡れている場合

→濡れている場合は、タオルなどで胸を拭いてから電極パッドを貼ります。

貼り薬がある場合

→貼り薬や湿布薬などを剥して肌に残った薬剤を拭き取ってから貼ります。

医療器具が埋め込まれている場合

→胸に硬いでっぱりがありますので、このでっぱりを避けて電極パッドを貼ります。

- ⑯ 電気ショックを行う

⑧から繰り返す。

◎体温（高い・低い）

- ① まずはクーラーが効いた室内や車内に移動しましょう。
屋外で、近くにそのような場所がない場合には、風通りのよい日かげに移動し安静にする。
 - ② 衣服をゆるめて、体の熱を放出する。氷枕や保冷剤で両側の首筋やわき、足の付け根などを冷やす。皮ふに水をかけて、うちわや扇子などであおぐことでも体を冷やすことができます。うちわなどがいない場合はタオルや厚紙などであおいで、風を起こしましょう。
 - ③ できれば水分と塩分を同時に補給できる、スポーツドリンクなどを飲ませる。
おう吐の症状が出ていたり意識がない場合は、誤って水分が気道に入る危険性があるので、むりやり水分を飲ませることはやめましょう。
- 低体温症の要因である寒さは、気温の低さだけではなく、雨や発汗などによる濡れ、風などによってももたらされる。
- ①低体温症の症状が現われたら、風が避けられる暖かい場所に移動し、安静にさせて保温に努めること。

◎事故後の対応の手順←この状況での動きの流れ

①車を安全な場所に移動する

事故を起こしたときは被害者の救護が最優先です。ただし、車を道路上に残したまま救護を始めると、交通渋滞の原因となるだけでなく、後続車に追突されて二次被害が発生する恐れがあります。被害者の救護を行うにあたり、車を安全な場所に移動させましょう。車の損傷がひどく自走できない場合は、ハザードランプを点灯させ、停止表示機材（三角停止板）の設置や発煙筒を使用して、後続車に停止を知らせます。

また、事故を起こした際に車内にいると、さらに大きな事故に繋がる恐れがあります。高速道路で事故を起こした場合でも、車内に残らず、ガードレールの外側などの安全な場所に避難しましょう。

②警察に連絡する

被害者の救護と車の移動を終えたら、警察に連絡しましょう。警察への通報を怠った場合は「報告義務違反」として、3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金に科せられます。人身事故はもちろん、小さな事故や物損事故、単独事故の場合も警察に連絡することが義務付けられています。

③事故の相手を確認する

相手がいる事故の場合、相手の情報を控えておくことも重要です。具体的には、以下の情報を控えておきましょう。

氏名、住所、電話番号などの連絡先

車やバイクであれば車種と登録ナンバー

「任意保険」「自動車保険」等に参加していれば、保険会社名と証明書番号

勤務先と雇主の住所、氏名、連絡先

口頭ではなく、免許証などを見せてもらい、確実に情報を控えておくことで安心です。自分が加害者で相手がケガをしているのであれば、お見舞いへ行くこともあります。ケガをしていない場合でも、直接連絡を取る場合があります。

また、相手が加害者で業務中に起こした事故の場合、運転者だけでなく雇主も賠償責任を負うことがあるので、勤務先と雇主の情報も確認しておきましょう。

④ 事故の目撃者を確認する

事故の目撃者がいるかも確認しておきたいポイントです。目撃者がいた場合は、証言をメモしたうえで、氏名と連絡先を聞いておき、必要があれば証人となってもらうように依頼しておきましょう。

目撃者の証言や目撃者が乗っているドライブレコーダーの情報は、事故の状況を確認する手がかりになります。自分の車両に取り付けているドライブレコーダーで事故の状況を確認できることもあるので、万が一に備えて、ドライブレコーダーを装備しておく。

⑤ 自分でも事故状況を記録する

事故直後は、記憶が鮮明なうちに、現場の見取図や事故の経過、写真などの記録を残しておきましょう。事故が起きた日時や道路の混雑状況、被害者と加害者の車の位置や進行方向、それぞれの車の速度や停止位置などを図や文章で記録します。事故情報の記録は、賠償交渉終了まで残しておきます。

⑥ 保険会社へ連絡する

事故の相手、目撃者との確認を終えたら、加入する任意保険の保険会社に連絡します。保険会社によって事故対応窓口は異なるので、万が一の事故に備えて電話帳に保険会社の連絡先を登録しておくことでスムーズです。

また、保険会社に事故の報告をすると等級を維持できないと思っている方もいるでしょう。しかし、保険会社に事故の報告をするだけでは等級に影響することはありません。保険を使用しなければ等級には影響はなく、等級への影響は事故の内容によっても異なります。

保険会社は事故発生時の対応を電話でサポートしてくれるので、焦っている際の大きな助けになります。まずは被害者の救護や二次被害の防止、警察への連絡などを済ませたうえで、早めに保険会社にも連絡を入れましょう。

(3) 応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

(4) 救急車の誘導と到着後

- ① 道路に出て、救急車を誘導する。
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する。
- ③ 状況を詳しい者が救急車に同乗する。

積雪時対応マニュアル

① 午前7時点で大雪特別警報・暴風雪特別警報が発令されている場合には、午前の開所を中止し、保護者に連絡をする。

前日に判断が決まっている場合には、保護者に前日退勤までに明日の状況により、開所など変更があることもある旨を伝える

②特別警報以外の警報に関しては、積雪、下校時間、ルート等を総合的に判断し、管理者が事業本部長へ確認・報告の下最終決定する。

③開所中に特別警報が発令された場合や午後から雪が強くなると予想される場合には、保護者に電話連絡してから早めに送迎を開始する場合がある。

ただし、保護者の勤務の都合上どうしても送りが困難な場合には、保護者に迎えを依頼し、その間事業所で保護しておくこともある。

④前日に学校の休校が決定した場合・・・当日朝の道路状況により送迎可能と管理者が判断した場合は送迎を行う。

しかし、急な坂道や積雪が高くなっている等、送迎が困難と事業所が判断した場合は、利用は可能だが送迎は保護者に依頼する。

④ 当日の朝に休校が決定した場合・・・（前日から学校が休校になるであろうと予想をしたうえで、必要に応じて明日の送迎の協力を保護者に連絡し促す）

⑥ 大雪の送迎時に備え大人用のレインコートと傘を用意しておく。

⑦朝から雪かき、フロントガラスの雪を落としておく。

⑧水道の凍結に備えて水道管の見えている部位はタオル等を巻いておく。また室内の蛇口から少量の水を流しておく。万が一、水道管に異常が発生した場合は市の指定である水道工事に連絡し、対応をしてもらう。

⑧玄関周りなど利用児が移動する場所は雪かきをして安全に来所出来るようにしておく。

⑨※タイヤのチェーンがある場合には、次の日に積雪の恐れがある場合、夕方の送迎後にタイヤのチェーンを装着しておく。

I. 暴風・暴風雪・大雨・大雪警報・洪水（以下、警報）のいずれかが発令された場合

1. (朝7時)の時点で警報が発令されている場合は、当日の利用を中止とする。学校が休みの日(土曜日、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇)は、(朝7時)の時点で警報が発令されている場合は、当日の利用を中止とする。

2. ご利用中に警報が発令された場合、安全に配慮し、速やかに帰宅していただく。必要に応じてスタッフが送迎を行う。

3. 上記警報が発令されていなくても、ご利用前に以下の理由により送迎及び自力での通所が困難と判断される場合は、当日の利用を中止とする。①集中豪雨、雷雨、降雪等の悪天候 ②積雪、路面の凍結、道路の冠水等、劣悪な路面等の状況 ③その他、送迎及び自力での通所が困難と判断される状況

4. ご利用中に上記①～③の状況となった場合、またはそのような状況が予想される場合、危険がなくなり次第、また、危険な状況になる前に安全に配慮し、速やかに帰宅していただく。必要に応じてスタッフが送迎を行う。

5. 施設所在地に洪水の避難準備の発令が出た際は、避難情報等の情報収集、保護者等家族への連絡を行う。

6. 施設所在地に避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の発令、大雨特別警報(レベル5相当)の発表があった際には、安全面を確保しながら、「指定されている避難場所」へ

